

==== 公布された規則のあらまし ====

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則の規定について、規則中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める等、所要の改正を行う。

ア 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則

イ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則

ウ 鳥取県事務処理権限規則

(2) (1)のイの規則の規定について、規則中引用している建築基準法の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)の一部及び(2)を除き、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日とする。